

# 子ども手当の請求手続き 忘れていませんか？

子ども手当は、0歳から15歳到達後の最初の3月31日までの間にある子ども（中学校修了前の子ども）を養育している方に支給されます。

出生や転入により新たに支給資格が生じたときや、すでに子ども手当を受給している方で支給対象となる子が増えた方は、**15日以内に伊奈庁舎児童福祉課で、子ども手当の請求手続きを**

済ませてください。

※公務員の方については、勤務先で手続きしてください。

## ●子ども手当の支給開始は：

- ・出生日または転入日から15日以内に手続きいただいた場合
- ・出生月の翌月から
- ・届出日から15日以内ではありません。ご注意ください。
- ・上記以外の場合：認定請求書

を提出していただいた日の属する月の翌月分から

## ●支給月額

13000円

## ●子ども手当認定請求に必要なもの

- ・印鑑
- ・請求者名義の金融機関口座のわかるもの（子ども手当を振り込みます。ゆうちょ銀行はご利用いただけません）
- ・請求者が厚生年金などの加入者の場合：健康保険被保険者証の写し

※健康保険被保険者証のコピーなどの添付書類は、後日提出していただいても結構です。請求が遅れないよう、まずは児童福祉課の窓口で認定請求手続きをして下さい。

## ●子ども手当の支払

- 6月・10月・2月の年3回です。内訳は左記のとおりです。
- 6月期**：2月分から5月分  
（支払予定日：6月10日）
- 10月期**：6月分から9月分  
（支払予定日：10月10日）
- 2月期**：10月分から翌年の1月分  
（支払予定日：2月10日）

子ども手当を受給している方は、次のような手続きが必要です。この手続きを行わないと、手当を受けられなくなることがあります。お忘れのないようご注意ください。

こんなときは	提出書類
出生などにより、新たに受給資格が生じたとき	認定請求書
出生などにより、子どもが増えたとき	額改定認定請求書 ※生後翌月分から増額するためには、 <b>必ず出生から15日以内に手続きしてください。</b>
他の市区町村へ住所が変わったとき	○前の市区町村へ <b>受給事由消滅届</b> ○新しい市区町村へ <b>認定請求書</b>
すべての受給者の方（毎年6月）	現況届
年齢条件などにより、支給対象となる子どもが減ったときや、いなくなったとき	額改定届 (受給事由消滅届)
受給者が公務員になったとき	○市区町村へ <b>受給事由消滅届</b> ○勤務先へ <b>認定請求書</b>
同じ市区町村の中で住所が変わったときや、養育している子どもの住所が変わったとき	住所変更届
受給者や、養育している子どもの名前が変わったとき	氏名変更届
子ども手当振込先の口座を変更するとき (お子さんや配偶者の口座への変更はできません)	口座変更届 ※変更を希望される方は、支払予定日の1カ月前までには、手続きください。

**問い合わせ・申請先**  
○子ども手当に関すること  
○父子・母子家庭等福祉金に関すること  
**伊奈庁舎児童福祉課**  
☎58-2111 (内線1162)

# 父子・母子 家庭等福祉金

市では、事故・疾病などにより両親を失った、または父子・母子世帯となった家庭の児童を監護・養育する方に対し、児童1人につき月額15000円の父子および母子家庭等福祉金を支給します。この手当は申請しなければ支給されませんので、ご注意ください。

## 【対象となる児童】

- 次の1～5に当てはまる義務教育終了前の児童
- 1 両親またはその一方が死亡した児童
  - 2 父母が婚姻を解消した児童
  - 3 両親またはその一方が重度障がいのある児童
  - 4 両親またはその一方の生死が明らかでない児童
  - 5 そのほか前各号に準ずる状態にあり、現に両親またはその一方から監護を受けることができない児童で市長が認める者

## 【受給手続き】

「つくばみらい市父子および母子家庭等福祉金申請書」を提出してください。  
受給者名義の金融機関口座が必要となります。(ゆうちょ銀行口座はご利用いただけません)